

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 26 年 6 月 23 日現在

機関番号：37402

研究種目：挑戦的萌芽研究

研究期間：2012～2013

課題番号：24653154

研究課題名(和文) 障害者就労のパラダイム転換：障害概念の革新とソーシャルエコノミー

研究課題名(英文) Paradigm Change for the Work of Person with Disability: Innovation of Disability Concept and Social Economy

研究代表者

花田 昌宣(花田昌宣)(HANADA, Masanori)

熊本学園大学・社会福祉学部・教授

研究者番号：30271456

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,400,000円、(間接経費) 420,000円

研究成果の概要(和文)：現行の障害者の就労の機会に関しては、労働市場における雇用と福祉施設における就労との分断が常態となっている。この研究はこうした分断状況を打破し、新たな労働と雇用の新たな条件を、社会的企業という制度に求めるものである。日本ではいくつかの自治体において新たな試みがなされている。海外に関しては、欧州ではイタリアの社会的協同組合を始め様々な法律や制度が施行され、アジアでも韓国に社会的企業育成法が実施されており、障害者の第三の働き方が、ソーシャルエコノミーの分野に期待されている。この研究では日本において、障害者就労の二重市場を克服する第三の道を実現するための社会的政治的諸条件を明らかにした。

研究成果の概要(英文)：With regard to world opportunity of persons with disabilities in Japan, it is evident the division of work in the labor market and work in the welfare institutions. This study aim to break down such a divided state, and seek conditions of the new work and employment opportunity for PWD in the system of social enterprise. In this theme, the third way of working of persons with disabilities can be expected in the field of social economy. In Japan, new attempts have been made in some local governments. In Europe, we can find the various cases of social and solidary economy like as social cooperatives in Italy, SISC in France, etc. If we look the Asian country, the social enterprise promotion law has been carried out in South Korea from five years. This study revealed social and political conditions for realizing this third way to overcome the limit of the dual labor market system for PWD in Japan.

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：社会学・社会福祉学

キーワード：障害者就労 社会的企業 障害者権利条約 障害者差別禁止法 水俣病

1. 研究開始当初の背景

(1)【研究の学術的背景と国内外の研究動向】

本研究は、海外の障害者の就労施策および社会的企業の法制度との実態さらに国内の諸制度と実践例を調査研究し、国内の諸制度に活かすことを直接の研究目的とする。その際のキー概念は、斬新性・チャレンジ性の項で述べるように「障害概念の転換」および「社会的企業」である。

社会的経済に関しては、社会学および経済学分野での研究がなされているし、種々のシンクタンクなどによる海外の諸制度の紹介がなされている。とはいえ、その多くは文献紹介あるいは解釈、制度政策の紹介にとどまっていることが多いと言わざるをえない。いっぽう、障害者の雇用と就労にかかる社会福祉学分野では、障害概念の転換（医学モデルから社会モデルへ）という観点からの就労研究の蓄積は弱い。これには、社会福祉学の側からの労働問題が福祉的課題ではないという自己限定が背景にある。社会的企業と障がい者就労という交錯点での研究成果は見るべきものがない。

(2)【これまでの研究成果と発展】

本研究代表者は、これまで、国内のみならずイタリア、韓国の調査を重ねており、またフランスでのパイロット調査を実施してきた。いっぽう、滋賀、札幌、箕面市などで現地調査を実施してきたところである。これらを踏まえれば、日本において進んでいる部分（重度障害者が就労している場合が少なくない）、海外の進んでいる部分（法制度化された社会的企業における実践）をある程度あきらかにすることができる。

しかしながら、それぞれの地域や国々における歴史的経緯ならびに障害者就労にかかわる法体系のみならず、法制度体系制度に内在するイデオシンクラティックな要素の違いに着目するならば、日本において何が

可能かを考えていく際の障壁と課題が明らかになると思われた。

2. 研究の目的

(1)【明らかにしたいこと】 本研究の目的は日本における障害者就労を実現する社会的企業制度の生成条件の確定である。福祉的就労と一般就労(雇用)の壁を埋めるのは、福祉的就労から出発してその拡張を果たすことでもなければ、一般雇用における就労支援の促進を図ることでもないと思われる。それぞれが重要であることは重々承知しつつ、新たな制度の現実的可能性としての社会的企業制度化における障害者の就労の場の創出が肝要であり、議論は始まっているものの、まだ抽象的な理念のレベルにとどまっている状況を突破し、生成諸条件の研究をとおして具体的な提言をすることである。

(2) 障害概念の転換と障害者の就労の実践的転換

障害者の能力を個人の持つ身体機能や知的機能から分類しようとする障害の医学モデルや個人モデルといわれるものの見方では、人間の能力あるいは障害によって喪失した能力は客観的に測定可能なものとなる。それによって障害を定義する考え方もある。

しかし、フランスにおいては 2005 年の法改正（障害者の権利と平等に関する法律）に基づき、大きく転換を遂げた。WHO の国際障害分類（ICF）では、障害は環境因子によって決定されると明記している。個人因子（身体機能や知的機能といわれるもの）があることを認めつつ障害者の能力は環境によって規定されるものとする。これを労働に関していえば、環境を整えれば、いいかえるとその人に見合った職場環境--人間関係、設備など労働条件--を整備することによって「能力」が規定されるということにほかならない。

一方で福祉的就労という制度（就労継続支援事業、かつての授産施設）に内在する問題

である。他方、一般雇用に関しては雇用促進法の改正に伴い徐々に雇用率は上がりつつあるとはいえ、長期不況下で就労可能性(employability)の高い者以外は進んでいるとは見えない。それは企業組織と雇用管理自体が、能力評価と昇進システムをベースにしていることに起因すると思われる。そこで、障害概念の転換を就労支援の現場にいかん反映させるかが研究の具体的目的の一つとなる。

(3) 障害者問題、そしてなかならず就労は優れて制度の問題であることを前提として検討する。日本においては、自治体レベルで先進事例が見いだされる。したがって、それらをふまえて社会的企業という新たな制度導入の条件を探る海外では、フランス、イタリア、韓国などがわれわれに有益な制度改革と実践事例を示している。そこでこれら海外の事例を現場で追いかけることにより、日本での課題を明らかにする。

(4) 新たなオルターナティブとしての社会的企業の成立条件の明確化。

海外の成功事例をその社会の歴史的社会的文脈に定置し、その意味を明らかにする。つまり、単なる紹介ではなく、それが成功した諸条件を明確化することで、日本における参照事例足りうるかどうかを検証することが目的となる。

(5) 研究アプローチの革新

国際比較においては、法制度、経済的要因、社会的背景など学際的な研究調査を必要とする。それを、制度経済学が明らかにしたトラジェクトリー(軌跡)アプローチと比較制度分析手法に基づいて、取り組み、その有効性を検証する。さらに課題そのものが社会に求められるものであることから研究者の議論と実践家の課題の乖離を埋める提言としての報告をする。

3. 研究の方法

(1) 本研究は研究目的達成のため三つの部分から構成される。障害概念の転換と障害者就労促進にかかわり、海外の制度ならびに事例研究、国内の自治体レベルの制度研究ならびに事例研究、ついでそのインプリケーションをまとめ、具体的提言として提出することである。

(2) 障害者就労と社会的経済にかかる議論の整理

学会誌等における研究者による研究報告論文、NIVRをはじめとする各種調査研究機関などによる調査研究レポートのサーベイ。ただし、障害者就労の研究とソーシャルエコノミーの研究は、交錯していない。したがって、障害概念の転換という問題意識から議論を整理する。なお、障害者諸団体、障害当事者などから数多くの主張が提議されておりその検討抜きには、障害者就労の新たな道は現実性を持ち得ないのではないと思われる。

(3) 自治体レベルでの施策のサーベイ

社会的企業にかかわる制度(雇用関係を基本とした障害者就労支援事業所制度)を有する滋賀県、大阪府箕面市、札幌市における条例、通知、実施要綱などの検討およびそれぞれで現在進められている見直しの議論の調査ならびに資料の収集・集積の実施。

(4) 関連事業所における実践例の調査

各自治体の制度を利用する社会的事業所を代表的なものそれぞれ数か所程度、訪問調査。

(5) 海外の調査研究

本研究では、フランス及び韓国を調査対象としてとりあげる。韓国においては社会的企業育成法が施行されており、フランスは、社会的経済の長い歴史を有し社会連帯経済法の国会審議が始まろうとしているからである。

4. 研究成果

2年間を通して、資料の収集および解析に努め、中間的成果を社会的企業研究会等で報告した。また、調書に記したように障害者労働研究会を組織し、研究会を重ねるとともに国内の種々の取り組みと政策動向に関して現場の実践家と経験の共有と情報交換に努め、また現場訪問も実施したところである。欧州の先進的取り組みとして計画していたフランスの社会的事業所の現地調査を第2年度に実施した。パリの関係諸団体や研究者との面接に加え、とくにフランス北部リール圏域において、社会的企業の制度(SCIC)を活用しつつ、300名近くの障害者の雇用を実現している AlterEos グループや同地域に位置する社会的企業 Vitamin T を訪問調査するとともに、資料やデータを入手出来た。

さらに生活困窮者自立支援促進法に基づく厚生労働省のモデル事業を実施している自治体調査も実施した。これは、法が「中間的就労」という位置づけで、障害者を含む困窮者の就労の場の提供を、社会的経済の手法に基づいて行おうとすることが明らかになったからであった。また、台湾における社会的企業による障害者の就労と雇用促進策に関して、情報と資料を得ることができた。台湾の場合は、台北市が先行的に実施しているものであり、これが成功すれば国内法整備に向かうところである。

欧州調査が、受け入れ組織の都合もあり、研究期間の最終段階にずれ込んだため、これらの資料分析や調査結果を総合して、変転する状況に対応する具体的提言を盛り込んだ報告書作成が予定より遅れたが、現在とりまとめ中であり、早急に公表される。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計2件)

花田 昌宣、障害のある人ない人が共に働くポイントはなにか?、障害者労働研究会年報、査読無、11号、2013、49-66

花田 昌宣、フランスにおける社会的企業と障害者の就労、障害者労働研究会年報、査読無、10、2012、1-35

[学会発表](計2件)

花田 昌宣、障害者の就労支援と社会的企業、第72回社会的企業研究会、2013年11月30日、立教大学

花田 昌宣、社会連帯経済の制度的革新とフランス版社会的協同組合(SCIC)の10年、社会政策学会第125回全国大会、2012年10月14日、長野大学

[図書](計1件)

花田 昌宣、現代書館、日本発共生・共働の社会的企業、2012、8-35、164-182

6. 研究組織

(1)研究代表者

花田 昌宣 (HANADA, Masanori)

熊本学園大学・社会福祉学部・教授

研究者番号：30271456